

## 參考資料

## 本県農林水産業の主要指標

### 農 業

指 標	統 計 数 値		出 典 資 料
	2005年	2009年	
農家戸数 販売農家 農業就業人口 <sup>1</sup> うち65歳以上の割合	91,746戸 51,638戸 100,261人 55.0%	84,028戸 43,599戸 77,359人 59.0%	農林業センサス <sup>2</sup>
耕地面積 耕作放棄面積 農作物作付延面積 施設園芸栽培延面積	83,700ha 8,911ha 77,100ha 6,756ha	79,700ha 8,378ha 73,400ha 5,672ha	耕地面積調査 農林業センサス <sup>2</sup> 作付面積調査 愛知県調べ <sup>3</sup>
農業産出額 うち米（構成比） うち園芸（構成比） うち畜産（構成比）	3,259億円 13.6% 59.4% 22.0%	2,976億円 10.9% 60.3% 25.3%	生産農業所得統計

### 林 業

指 標	統 計 数 値		出 典 資 料
	2005年	2009年	
森林面積 森林率 民有林面積 人工林率 <sup>4</sup> 民有林蓄積量	219,848ha 42.6% 208,146ha 63.5% 32,599千m <sup>3</sup>	219,404ha 42.5% 207,673ha 63.6% 34,884千m <sup>3</sup>	愛知県調べ
林家戸数 林業従事者数 <sup>5</sup>	17,680戸 676人	13,766戸 583人	農林業センサス <sup>6</sup> 林業労働者就労動向調査 <sup>7</sup>
素材生産量 林業産出額	78千m <sup>3</sup> 33億円	99千m <sup>3</sup> 29億円	愛知県調べ 生産林業所得統計

## 水産業

指 標	統 計 数 値		出 典 資 料
	2005年	2009年	
海面漁業経営体数	2,790 経営体	2,530 経営体	漁業センサス <sup>8</sup>
海面漁業就業者数	5,304 人	4,964 人	
うち60歳以上の割合	44.6%	49.5%	
内水面養殖経営体数	402 経営体	341 経営体	
漁業総生産量	94,324 t	98,035 t	農林水産統計
海面漁業	62,736 t	70,184 t	愛知県調べ 農林水産統計(きんぎよは含まない) <sup>9</sup>
海面養殖業	24,314 t	19,013 t	
内水面漁業	326 t	272 t	
内水面養殖業	6,948 t	8,566 t	
漁業総生産額	336 億円	376 億円	農林水産統計
海面漁業	156 億円	164 億円	愛知県調べ " (きんぎよを含む) <sup>9</sup>
海面養殖業	67 億円	51 億円	
内水面漁業	8 億円	6 億円	
内水面養殖業	105 億円	155 億円	

- 1 農業従事者(15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に1日以上農業に従事した者)のうち、「農業だけに従事した者」と「農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者」の合計。
- 2 農林業センサスを出典とする数値の2009年の欄は2010年の調査値。
- 3 2009年欄の数値は2008年の調査値(隔年調査)。
- 4 地域森林計画対象森林面積に占める割合。
- 5 年間30日以上林業労働に従事した者。
- 6 農林業センサスを出典とする数値の2005年の欄は2000年の調査値、2009年の欄は2010年の調査値。
- 7 林業労働力就労動向調査を出典とする数値の2005年の欄は2003年の調査値、2009年の欄は2008年の調査値。(5年毎調査)
- 8 漁業センサスを出典とする数値の2005年の欄は2003年の調査値、2009年の欄は2008年の調査値。
- 9 内水面の生産額については、全国平均単価を基に県が推計した金額。

# 食と緑の基本計画 2015 目標一覧

## 主要目標

( )内の数値は基本計画策定時の現況値

目標	項目	目標値	掲載頁
1	農業産出額	3,500億円(2976億円)	12
2	県産木材の生産量	12万 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> (99万 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )	12
3	漁業生産量	10万トン(98万トン)	12
4	県産農産物等を優先して購入したいと思う県民の割合	30%(18%)	12
5	多面的機能の発揮や理解促進のための活動への県民参加人数	年間40万人	12

## 施策目標

### 施策の柱 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

1	「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成	5年間で50モデルを育成	15
2	県産農林水産物の輸出品目数	20品目(7品目)	17
3	基幹経営体の育成	4,500経営体(3914経営体)	18
4	新規農業就業者の確保	5年間で800人	18
5	産地直売所への出荷農家数	延べ40,000戸(延べ35,500戸)	18
6	耕地利用率の向上	100%(92%)	19
7	耕作放棄地の再生	農用地区域を中心に 5年間で1,000haを再生	19
8	生産性向上を図る農地の整備	5年間で800ha	19
9	生産性維持のための農業水利施設の更新	5年間で8,000ha	19
10	自然災害に強い農地の整備	5年間で6,000ha	19
11	新品種・新技術等の開発件数	5年間で25件	20
12	中核森林組合の育成	4組合(2組合)	22
13	新規林業就業者の確保	5年間で150人	22
14	林内路網の密度	24m/ha(23m/ha)	22
15	高性能林業機械の保有台数	60台(53台)	22
16	県産木材の生産コスト	6,300円/m <sup>3</sup> (7,000円/m <sup>3</sup> )	23
17	効率的かつ安定的な経営体の育成・確保	520経営体(479経営体)	24
18	新規漁業就業者の確保	5年間で250人	24
19	漁港の整備・保全	5年間で13か所	24
20	生産性を向上する魚礁の整備	5年間で2か所	24
21	漁場環境を改善し、生産力を高める干潟・浅場の造成、 港湾の水質や底質の環境改善を図る覆砂の実施	5年間で50ha	24
22	資源管理に取り組む漁業経営体の割合	30%(18%)	25
23	「農産物環境安全推進マニュアル」をはじめとしたGAP手法導入組織・法人等数	120(93)	26
24	畜産農家(牛・豚・鶏)の飼養衛生管理状況の立入検査計画に対する実施率	100%	26
25	愛知県HACCP導入施設認定数	110件(65件)	26
26	食品営業施設に対する監視指導や食品等の安全検査の実施率	100%	26
27	JAS法に基づく表示状況調査の実施	毎年800か所	28

施策の柱 県産農林水産物の適切な消費と利用の促進		目標値	掲載頁
目標	項目		
28	農林水産業に親しむ活動に参加する県民の割合	60% (44%)	29
29	食育推進ボランティアから食育を学んだ人数	100千人/年 (57千人/年)	30
30	農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合 (名古屋市を除く)	80% (63%)	31
31	「いいともあいち運動」を知っている人の割合	50% (36%)	32
32	学校給食において地域の産物を活用する割合	45% (37%)	32
33	農商工連携等、多様な取組による 県産農林水産物を使った新商品開発数	5年間で50品目	32
34	中小企業地域資源活用促進法に基づく 計画認定件数 (県産農林水産物関係分)	毎年1件	32
35	県の公共施設・公共工事で使用する木材の県産木材利用率	50% (43%)	34

## 施策の柱 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

36	間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積	5年間で26,000ha	35
37	農地等の保全向上活動に取り組む面積	26,000ha	35
38	適正な管理により多面的機能を発揮させる漁場面積	39,000ha	35
39	県民との協働・連携により農地等で生物多様性の 保全活動を実施している組織数	131組織 (98組織)	37
40	生物多様性の保全や環境に配慮した農業用施設の 整備地域数	100地域 (59地域)	37
41	ため池や排水機場の整備 (5年間で30か所完了) など により洪水や地震被害のリスクから守られる住宅戸数	60,000戸	38
42	治山施設の整備により山地災害に対する防災機能の 向上が図られる面積	5年間で2,000ha	38
43	農村における生活排水処理人口	5年間で4,000人	39
44	(鳥獣被害防止特措法に基づく) 被害防止計画の 策定市町村数	15市町村 (12市町村)	39
45	交流目的で三河山間地域を訪れたことのある 県民の割合	50% (40%)	40
46	産地直売所等の交流施設を利用する人数	4,000万人/年 (3,700万人/年)	40
47	県との協働・連携により県民参加型の農山漁村の 活性化を図る団体数	15団体 (7団体)	40
48	農業分野におけるCO <sub>2</sub> 排出量の削減	5年後の年間削減量3万トン	41
49	県産木材を住宅等に利用することによるCO <sub>2</sub> の貯蔵	5年間で20万8千トン	41
50	家畜排せつ物処理高度化施設の整備数	150か所 (102か所)	42
51	エコファーマーとして環境保全型農業に 取り組む農業者数	4,500人 (4,248人)	43
52	農業用使用済プラスチックの再生利用率	85% (80%)	43

## 用語の解説

### 【あ行】

あいち木づかいプラン (P14,34,45)

県産木材の利用促進を図るため、木造・木質化の推進、木材用途の拡大、木材利用の普及啓発、県産木材利用技術の開発の4分野における県の取組を具体的なアクションプランとしてとりまとめ、毎年度策定しているもの。

愛知県交流居住センター (P40)

短期滞在を含めたさまざまな田舎暮らしを交流居住と位置づけ、交流居住を希望する都市住民と受入山間地域とのマッチングシステムとして、県や市町村、大学、民間企業などが発起人となって平成20年4月に設立した組織。

愛知県林業労働力確保支援センター (P22)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事が措置するもので、本県では、財団法人愛知県林業振興基金が指定され、就業相談や労働者の資質向上のための研修などの事業を行っている。

「あいち認証材」制度 (P34,51)

木材又は製材品が、県内で産出、加工されたものであることを愛知県産材認証機構が認証する制度。

愛知県食育推進会議 (P9,30)

「食育基本法」に基づき、愛知県食育推進計画の作成及びその実施を推進するために県が条例により設置している会議。

あいち若者職業支援センター (P18)

名古屋市中区(中日ビル12階)の「ヤング・ジョブ・あいち」内に県が設置している施設で、国のハローワークとの連携のもとで、学生及び40歳未満の若年求職者を対象に、職業選択サポート、専

門家による就職相談、職業意識の啓発などに関する事業を行っている。

赤潮 (P24)

プランクトンの異常増殖により海や川などが変色する現象で、海が持つ浄化能力の低下が原因とされている。伊勢湾・三河湾のように湾口部が狭い海域では、海水が交換されにくく富栄養化が進みやすいため、赤潮の発生率が高いといわれる。赤潮の発生は水産業に悪い影響を及ぼすため、愛知県ではノリの養殖時期である10月から2月にかけて「赤潮予報」を発表している。

浅場(あさば) (P7,10,24,25,35,44)

陸域から栄養分が供給され、太陽光が十分に届くため、海草・藻類や魚類などさまざまな生物の生育に適している浅い海のこと。干潟と同様に生物の営みにより海水を浄化する機能がある。水深等の明確な定義はないが、本県では、干潟に続く概ね水深5mまでの水域を浅場としている。

稲発酵粗飼料 (P42)

稲の米粒が完熟する前(糊熟期～黄熟期)に、穂と茎葉を同時に刈取り、サイレージ化した粗飼料。ロール状にした穂や茎葉をフィルムで包み込み、発酵させる方法が一般的。

栄養教諭 (P30)

児童・生徒の栄養の指導及び管理を行い、学校における食育推進の中核的な役割を担う教諭で、児童・生徒に食の自己管理能力や望ましい食習慣を身に付けさせるため、「学校教育法」の改正に伴い平成17年から新たに学校へ配置できることとなった。

#### エコファーマー (P43)

環境にやさしい農業に取り組む計画を作成して知事の認定を受けた農業者。たい肥などを利用した土づくり、化学肥料を減らす取組、化学農薬を減らす取組を実施する計画を立てることで認定を受けることができる。

#### オーナー農園 (P15)

ほ場の農作物（果樹等）に都市住民がオーナーとなって出資する仕組みのこと。日常の栽培管理はほ場の持ち主である農家が行い、出資者は収穫物を得るだけでなく、農作業や収穫なども体験できる。都市地域と農村地域との交流の一環として広く実施されている。

## 【か行】

#### 貝毒 (P26)

二枚貝類が毒素を持つ特定のプランクトンを大量に摂食することにより毒性を持つ現象のこと。毒素を持つプランクトンは水温の上がりをはじめ3月ごろから5月ごろの期間に増殖することが多いため、県では、冬の終わりから海水中のプランクトンや貝の検査を行い、毒の量を検査して安全を確かめている。

#### 価格安定制度 (P18)

野菜や畜産の生産・出荷の安定を図り、農業の健全な発展と国民の消費生活の安定に役立てるために、価格の暴落等があった場合に、国、県及び生産者等が事前に積み立てた資金を生産者に補給金として交付する制度。

#### カーボン・オフセット (P41)

温室効果ガスの削減が困難な場合、他の場所で実施した温室効果ガスの排出削減や吸収量を購入することなどにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

#### 環境保全型農業 (P43)

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮して取り組む持続的な農業のこと。

#### 間伐 (P10,11,22,23,31,35,37,42)

樹木の一部を抜き伐りして森林内の樹木の密度を調整すること。残した樹木の生長を促すために行う。

#### 基幹経営体（農業） (P18,44)

本県の農業を支える基幹的な担い手として位置づける経営体で、推定年間農業所得が1,400万円以上の企業的経営体と800万円以上の家族経営体を指す。

#### 魚礁（ぎょしょう） (P24,25)

魚類が繁殖したり、すみかとなったりするために人為的に海中等に設置される人工物のこと。

#### グリーン・ツーリズム (P40,47)

緑豊かな農山漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。都会等の人々が、農山漁村を訪れ、休日を過ごしたり、農作業や特産物づくりの体験をしたり、その地域に伝わる文化などにふれたりして、自然の中で田舎ならではの貴重な体験をすることができる。受入側の農山漁村においても地域の活性化等の効果が期待されている。

#### クレジット化 (P41)

平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」では、温室効果ガスの削減が困難な場合、他の場所で実施した温室効果ガスの排出削減や吸収量を購入することなどにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせるカーボン・オフセットを普及するとしている。この取組を進めるには、温室効果ガスの排出削減量等を算定・認証し取引できる

形にすることが必要で、これを「クレジット化」という。

耕作放棄地 (P10,11,19,35,44)

これまでは耕作したことがあるが、調査前の1年以上耕作せず、しかも農地所有者がこの数年の間に再び耕作する意思を持っていない土地。

高性能林業機械 (P7,22,23,44)

チェーンソーや刈払機などの機械に比べて、作業の効率性や身体への負担軽減などの点で性能が著しく高い大型の林業機械のこと。本県では主に「スイングヤーダ」(伐採した木を林内から引き出す機械)、「プロセッサ」(伐採した木の枝を落とし、必要な長さの丸太に切る機械)、「フォワーダ」(丸太をトラックまで運ぶ機械)が主に利用されている。

耕地利用率 (P19)

耕地面積に対する作付延べ面積の割合のこと。水稻や豆類の裏作として麦類等の作付を行う年二作の場合、耕地利用率は100%を超えることがある。

口蹄疫(こうていえき) (P26)

口蹄疫は、牛、豚、ヤギ、シカなどの偶蹄類(ぐうていりい)の動物(ひづめが2つに分かれている動物)が感染する伝染病で、感染すると口の中や鼻、蹄(ひづめ)に水ぶくれや潰瘍(かいよう)を起こし、発育不良になるなど、畜産に甚大な経済的被害を及ぼす。死亡率は低いが伝染力が極めて強く、ひとたび発生すると大流行を引き起こし、防疫(ぼうえき)が極めて困難になることから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

高病原性鳥インフルエンザ (P26,27)

鳥類に感染するインフルエンザを鳥インフルエンザと呼び、中でも家きん(鶏やウズラなど)に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。発

生すると家きん産業に甚大な経済的被害を及ぼすことから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

効率的かつ安定的な経営体(漁業) (P24)

他産業の所得以上の漁業所得(500万円)がある漁家及び企業。

## 【さ行】

里地・里山・里海 (P37,45)

里地・里山とは、都市と原始的な自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。人が燃料や田畑の肥料などを得るために利用してきた集落をとりまく森林と、それらと混在する農地やため池などで構成される。里海とは、人の手が加わることで多くの生物が生息し、それによって生産性も高くなった沿岸海域のこと。里地・里山・里海は、人と自然が共生する場所であり、人の手で一体的に管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全される。

産地直売所 (P9,18,40,47,48,49,50)

地域の農家や農業協同組合などが設置した地場産の農産物等を販売する施設。

下刈り (P22)

下刈りとは、植えられた苗木の生長を妨げる他の植物を除去することで、苗木が周囲の雑草よりも低い間(植栽してから5~10年までの間)は、ほぼ毎年行う必要がある。

市民農園 (P19,29,44,47)

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。自治体、農協、農家、企業、NPOなどが開

設できる。

#### 種畜 (P20)

繁殖用家畜のこと。体型、能力、血統などを調査して、後代にすぐれた形質を伝える優良な家畜を選抜する。県では愛知県畜産総合センターや同センター種鶏場において、種畜の供給を行っている。

#### 飼養衛生管理基準 (P26)

食品の安全性を確保するために「家畜伝染病予防法」に基づいて定められた基準。対象となる家畜は、牛、豚、鶏で、家畜の所有者が守る必要のある畜舎や使用器具の定期的な消毒、野生動物等の侵入防止措置など10項目が記されている。

#### 消費生活モニター (P28)

消費者行政の効果的な推進を図るため、県が県内に居住する満20歳以上の県民に依頼して、日常生活の中での危険な商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の需給・価格動向などの観察・通報及び消費者行政に関する意見・要望を提出してもらう制度。

#### 食育基本法 (P9)

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的として、平成17年7月15日に施行された法律（平成17年法律第63号）。

#### 食育推進ボランティア (P30,31)

県民が自らの「食」について考え、情報を正しく理解して望ましい食生活を実践していくことができるように、県内各地域で「食育」の推進活動を自主的に行う県登録のボランティア制度の一つ。

#### 食と農の協働ロードマップ (P52)

愛知県農林水産部と県内で食と農に関する活動を展開するNPO等とが、「食と緑が支える豊かなあいち」の実現をめざして、さまざまな分野で協働・連携を今後推進していくための基本的な方向性を示すものとして平成22年4月に策定した。ロードマップには、「協働連携に向けた具体的方策」と「食と農の理解促進の取組に関する提言」が掲げられている。

#### 食品表示ウォッチャー (P28)

食品表示の適正化を図るため、県が県内に居住する満20歳以上の県民に依頼して、日常生活の中で食品表示の状況を観察し、原産地表示等について不適切なものがあれば県に情報提供をしてもらう、県民による監視制度。

#### 食品表示110番 (P28)

食品表示の適正化を図ることを目的に、広く県民から食品の表示に関する問い合わせや情報提供を受け付けるために平成14年2月に設置した専用電話のこと。平成22年4月からは電話に加えて専用メールによる受付も開始している。

#### 所得補償制度（農業）(P18)

米や麦、大豆など、生産費が販売価格を恒常的に上回る農産物を生産する農家に対して、生産費と販売価格との差額を一定の基準に基づいて国が補償する制度。

#### 除伐（じょばつ）(P22)

大きくなった苗木の生長を妨げる他の樹木を伐る作業のこと。除伐では、途中から折れてしまったり生長が悪く大きく育つ見込みのない苗木を伐るなどの作業も行う。

#### 新規就農相談センター (P18)

農業を新たに始めたい人に対して、農地や住居、技術、資金の情報を提供する

などの相談業務を行う窓口。本県では、財団法人愛知県農業振興基金と愛知県農業会議に設置されている。

#### 森林計画制度 (P23)

森林の持つ多面的機能を発揮させるため、「森林法」に基づき、伐採、植林、保育などの森林の整備と保全に関する基準・指針等について、国、県、市町村の各段階で計画を作成する制度。

#### 水田魚道 (P37)

水田からの落水を緩やかな勾配で排水路に流し、排水路に棲む魚類が水田に遡上できるようにした水路のこと。本県の農業総合試験場が開発した水田魚道は、小型魚類が遡上しやすく、魚道に流れる水量を調節でき、安価で軽量なため容易に設置できるなどの特徴がある。

#### 水田の大区画化 (P19)

労働生産性を高め、稲作コストを低減させるため、水田の区画を標準的な30アール(3,000㎡)から50アール(5,000㎡)～1ヘクタール(10,000㎡)へと大きくすること。

#### 生態系ネットワーク (P10)

生物の生息生育空間となっている貴重な自然環境を、緑地や水辺などにより有機的につなぐことによって形成されるネットワークのこと。これにより、野生動物が生息生育し、移動することが可能となる。

#### 生物多様性 (P4,5,10,37,45)

生物多様性とは、あらゆる生物の種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

## 【た行】

#### 地域団体商標 (P17)

地名の入った商標のこと。「地域の特産品をブランド化したい」などの要望に応えるため、平成17年の商標法の改正により、平成18年から地域団体商標制度がスタートした。本県の農林水産物では「一色産うなぎ」「蒲郡みかん」「西尾の抹茶」「祖父江ぎんなん」が登録されている(平成23年3月現在)。

#### 治山施設 (P10,38,45)

林地の崩壊により人命や財産などに危害を及ぼすおそれがある場所等において、斜面の安定を図り、渓流の侵食、土砂の流出を防止するために設置する施設。

#### 知的財産(知財) (P17,20)

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物などの人間の創造的活動により生み出されるものや、商標、商号その他事業活動に有用な技術上の情報などのことで、特許法や種苗法をはじめとするさまざまな法律で保護されている。

#### 知の拠点 (P26)

愛・地球博跡において既存産業の高度化や次世代産業の創出のため、産・学・官の連携による共同研究開発の場(先導的中核施設)と機会(重点研究プロジェクト)を提供し、そこでの取組を呼び水に、国等の先端研究・実験施設や起業支援施設などの立地、集積を図ることにより、愛知県だけでなく、中部地域における研究開発の拠点づくりをめざすもの。

#### 中核森林組合 (P22)

出資金5千万円以上や、的確な経営判断能力を有する常勤理事の配置など、自立的経営に必要として県が定める一定の基準を満たした森林組合。

中山間地域 (P10,15,19,35,39,40)

国の農林統計で用いる地域区分において、山間農業地域（林野率が80%以上、耕地率が10%未満の市町村）と中間農業地域（林野率が主に50%～80%で、傾斜地が多い耕地がある市町村）を併せた区域をいう。

中小企業地域資源活用促進法 (P32)

地域の産業資源を活用して新商品、新サービスの開発、販売に取り組む中小企業に対して、税制、金融面をはじめとする総合的な支援を行い、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成19年6月に施行された法律（平成19年法律第39号）。

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画 (P39)

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づいて、国が定めた被害防止施策に関する基本方針に即して市町村が作成する計画。計画を作成した市町村は、県に代わって、自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できるなど、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられる。

特定家畜伝染病 (P26)

家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産大臣が指定した伝染病。口蹄疫、BSE（牛海綿状脳症）、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザが指定されている。

土地利用型農業 (P19)

米や麦、大豆など、広い農地を活用して行う農業。

トレーサビリティ (P26,27)

物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能

な状態をいう。追跡可能性ともいう。

## 【な行】

菜の花エコプロジェクト (P29)

菜の花を栽培し、なたねから油をしぼり、油かすは肥料や飼料にする一方で、食用に利用したなたね油を回収し、軽油代替燃料等に再生利用するもので、資源循環型社会の形成をめざす取組の一つ。

日本型食生活 (P8,9)

米を中心に水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成され、栄養バランスに優れたわが国独自の食生活のこと。昭和50年代半ばごろまで広く実践されていた。

農業委員会 (P19)

市町村に設置される行政委員会の一つ。農家から選挙で選ばれた委員、農業団体から推薦された委員及び市町村議会から推薦された委員からなる合議体で、農地の権利移動の許認可、農地の利用状況の調査、農地の利用関係の調整、行政庁への建議などを行っている。

農業振興地域整備計画 (P19)

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、知事の指定した農業振興地域の区域内にある市町村が、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定める総合的な農業振興の計画。

農業生産基盤 (P7,14,19,44)

田畑、水路、農道などの農業生産の基礎となる土地や施設。

農業大学校 (P18)

農業後継者や農業の担い手などに対して農業に関する教育及び研修を行うため

に県が岡崎市と長久手町に設置している教育研修施設。

#### 農業体験ビジネス (P15,50)

家庭菜園に興味を持つ人や食育に関心の高い人などを対象に、農具や肥料は農園に常備し、管理スタッフが利用者の代わりに定期的に農園を見回すなど、食育とレジャーを兼ねて、週末に家族で農園に遊びに行くタイプの農園ビジネスのこと。

#### 農産物環境安全推進マニュアル (P26)

農産物の安全や環境に配慮した農業に取り組むための手引書で、環境負荷の低減や農産物の安全・安心のために配慮したい事項をまとめたものと、実践のためのチェックシートから構成されている。

#### 農商工連携 (P16,20,32,45,49,51)

農林水産業者と商工業者がそれぞれの経営資源を持ち寄り、新商品や新サービスの開発などに取り組むこと。平成20年には「中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」が施行され、取組を支援する法的な枠組みが整備された。

#### 農地海岸 (P38)

背後に農地を抱える海岸のこと。農地とそこで展開される農業生産活動を守り、地域の活性化を図る役割を担っている。

#### 農地の利用集積 (P19,44)

ある特定の農業経営体が、所有、借入、農作業受託により農地の利用を拡大していくこと。

#### 農地利用集積円滑化団体 (P19)

市町村や農協など、農地の流動化を図り、農業経営の規模拡大や農地の面的なまとまりを持たせるために、農地の所有者から担い手への農地の権利移動（農地の売渡し、貸付など）を仲介する団体。

#### 農用地区域 (P19,44)

市町村が定める農用地利用計画では、概ね10年先を見越して農用地として保全していくべき土地を農用地区域として定めている。「農地法」では、農用地区域内の農地は一部の例外を除いて転用許可できないこととされている。

## 【は行】

#### バイオマス（植物系バイオマス含む）(P14,42)

石油や石炭といった化石資源を除く、食品廃棄物、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材など、動植物に由来する再生可能な有機性資源のこと。

#### 排水機場 (P10,19,38,45)

農地や農作物のたん水被害、周辺住宅等の浸水被害を防止するために、雨水等を強制的に河川や海などに排水するポンプ場のこと。県内には400か所に及ぶ農業用の排水機場があり、自然排水できない海拔ゼロメートル区域では、暮らしの生命線になっている。

#### 花育 (P29)

花や緑に親しみ育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むこと。

#### 干潟 (P7,10,11,24,25,35,44)

干潮時に沿岸域に現れる砂や泥がたまった場所。多くの生物の産卵、生育の場であるとともに、貴重な漁場でもある。また、多種多様な生物の活動により海水が浄化されるという機能もある。

#### 貧酸素水塊（ひんさんそすいかい）(P24)

夏季の内湾では、表層の高水温・低塩分の水と、底層の低水温・高塩分の水の2層に分かれる。このような状態になると、表層では植物プランクトンが増殖して酸素が供給されるが、海底ではプラン

---

クトンの死骸や堆積物の腐敗・分解により酸素が消費され、酸素が減少した水塊が海底を広く覆う。県では、貝類や底生魚類の生存が困難な酸素飽和度30%以下の水塊を「貧酸素水塊」と呼んでいる。

ふるさと・水と土指導員 (P40)

中山間地域において、土地改良施設や農地の持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために都市との交流活動等を企画・指導する地域のリーダーのこと。

保安林 (P35,38)

森林の持つ公益的な機能を発揮させるために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が「森林法」に基づいて指定する。

防疫演習 (P26)

家畜の伝染病の発生を想定し、病原体の拡散を防止するための措置（消毒、家畜の殺処分、埋却や焼却など）や手続を確認・訓練するための演習。

---

## 【ま行】

藻場（もば）(P35)

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所のこと。海中への酸素の供給や栄養分の吸収による水質浄化機能を発揮し、魚類やエビ・カニ類の産卵・生育場所、隠れ場になるほか、藻類は貝類等のえさにもなる。

---

## 【や行】

有機農業 (P43,45)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低

減した生産方法を用いて行われる農業をいう。

また、有機農産物とは、たい肥などを使用して土づくりを行い、種まき・植え付け前2年以上（多年生作物の場合は収穫前3年以上）にわたって、禁止された化学肥料及び農薬を使用していない田畑で栽培された農産物で、有機農産物JAS規格に基づき格付けされたもの。有機農産物等の表示をするには、農林水産省の登録を受けた第三者機関（登録認定機関）の認定を受ける必要がある。

---

## 【ら行】

リスクコミュニケーション (P28)

社会を取り巻くさまざまなリスク（危険性）に関する正確な情報を、行政、専門家、企業、市民などの利害関係者で共有し、相互に意思疎通を図ること。

緑化基本計画 (P29)

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を踏まえ、県が取り組む緑化関係施策を総合的に推進する指針として策定する計画。

林内路網（りんないろもう）(P7,22,23)

森林内にある公道、林道、森林作業道などの総称。森林整備や木材生産を行うために継続的に用いられる道。

連携と協力に関する包括協定 (P32)

県民の安心・安全の向上と地域の一層の活性化に資するため、地域の農林水産物、加工品などの販売・活用や、災害時における徒歩帰宅者の支援などについて、県がコンビニエンスストアと締結する協定。平成22年11月現在、5社と締結している。

---

## 6 次産業化 (P15)

農林水産物等や農山漁村に存在する土地、水などの資源を有効に活用して、農林漁業(一次産業)と、製造業(二次産業)、小売業等(三次産業)との融合を図り、農山漁村を活性化させる取組のこと。

農林水産物等を原材料とした新商品の開発や需要の開拓、新たな販売方式の導入や改善などを農林漁業者、加工業者、流通販売業者が一体的となってい、農林水産物等の価値を高めたり、新たな価値を生み出すことをめざす。

---

## 【C】

### C O P 1 0 (P10,37,45)

「C O P (Conference of the Parties)」とは、国際条約を結んだ国が集まる会議(締約国会議)を指す。生物多様性条約では、10回目の締約国会議「C O P 1 0」が2010年10月に愛知・名古屋で開催され、遺伝資源の利益配分に関するルールを定めた「名古屋議定書」や2010年目標に代わる生物多様性保全の新戦略計画「愛知目標(愛知ターゲット)」が採択された。

---

## 【I】

### I P M (Integrated Pest Management) (P43)

安定した農業生産を実現するため、病害虫を適切に防除するとともに、人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減するための概念として国際的に提唱されたもの。病害虫の発生予察情報に基づく適時・適切な防除の推進、生物農薬や選択性の高い化学農薬の利用などの手法を適切に組み合わせ、農業者と消費者の双方にメリットのある取組として位置付けられている。

---

## 【J】

### J A S 法 (P28)

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」のことで、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「J A S 規格制度」(任意の制度)と、原材料や原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示制度」とからなる。

## 「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」

平成十六年三月二十六日 愛知県条例第三号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林と農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を発揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料（食用に供する農林水産物をいう。）その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第六条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
  - 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第八条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第十条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保に資するため、県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第十一条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農山漁村における定住の促進)

第十二条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

## 「食と緑の基本計画推進会議」開催要領・構成員名簿

### 食と緑の基本計画推進会議設置要領

(目的)

第1 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに向けて、「食と緑の基本計画」(以下、「基本計画」という。)における諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と一体となった取り組みを進めるため、「食と緑の基本計画推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 県が実施する施策に関すること
- (2) 県民や生産者等の取り組みに関すること
- (3) その他基本計画を推進するために必要な事項

(構成員)

第3 推進会議は15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから農林水産部長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間事業者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 農林漁業者の代表又は農林水産業関係団体の職員
- (6) 行政・教育機関の職員

(座長)

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、愛知県農林水産部農林政策課内に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成17年7月11日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

構成員名簿 (平成22年度)

(敬称略・順不同)

氏名	所属・職名等
竹谷 裕之	国立大学法人名古屋大学産学官連携推進本部 連携推進部 特任教授
岩田 正也	日本チェーンストア協会中部支部事務局長 ( ~ H22.12.12)
秋元 孝之	日本チェーンストア協会中部支部事務局長 (H22.12.13 ~ )
水野 治幸	株式会社INAX サステナブル・イノベーション部長
太田 和子	愛知県生活学校運動推進協議会会長
松岡 なな子	愛知消費者協会会長
伊藤 寿治	愛知県農業協同組合中央会専務理事
加藤 保	財団法人 愛知県農業振興基金常務理事
樋口 利彦	愛知県土地改良事業団体連合会事務局長
伊藤 義英	愛知県森林組合連合会代表理事専務
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会代表理事常務
鈴木 文雄	愛知県農業経営士協会監事
山口 和恵	愛知県農村生活アドバイザー協会
柴田 智子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
新海洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー
長江 保広	瀬戸市立西陵小学校長